**春旬7左在一八大書明二(5日本古八)** 

令和7年度		公文書開示(5月決定分)																		
						決	定区分		(根拠規定):						列 7	条				
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不開存		字写芯答目写	2 号	3 5	3 공	4号:	5号	6 号	7 号	8号	9号	不開示理由等	听管局部課等
1	R7. 3. 5	R7. 5. 2	東京の未来を拓く起業家教育 循環システム事業にかかる〇 〇大学から都への事業報告書 (第1四半期と第2四半期)	5		1				1									(7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別 プ することができるため 部	スタートアップ戦略推進本 野戦略推進部 インベーショ ・戦略課
2	R7. 3. 4	R7. 5. 2	「大学研究者による事業提案制度により採択された東京の未来を拓く起業家教育循環システム事業」に関して〇〇から受けた報告すべて	7	1														プ   部   イ	タートアッ 『戦略推進本 『戦略推進部 ノベーショ ・戦略課
3	R7. 3. 4	R7. 5. 2	「制未ス書・け・合・の・複あの資・係と を主意では、 を主意では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	274		1				1	1	1			1					が戦略推進本 が戦略推進部 インベーショ